



事務連絡

平成23年3月25日

各市町村災害対策本部 様

各市町村防災担当課長 様

福島県災害対策本部

被災者に関する「り災証明書」又はそれに代わる証明書の発行について

3月11日に発生した地震及び津波、原子力災害のため避難する住民が公営住宅への一時的な入居をする際等に「り災証明書」提示を求められることがあります。現地の確認が出来ないこと等により「り災証明書」の発行が出来ない場合があることから、別紙「避難者に関する「り災証明書」又はそれに代わる証明書の発行について」により取り扱うことといたしますので、お知らせします。

また、東北地方太平洋沖地震緊急対策本部より各都道府県等に対し、別紙写しのとおり送付されますので、併せてお知らせします。

(電話 024-521-1912)

1/5

避難者に関する「り災証明書」又はそれに代わる証明書の発行について

地震や津波、原子力災害のため避難する住民が、県内外の公営住宅への一時的な入居やその他のサービスを受ける際に「り災証明書」の提示を求められることがあります。

この場合の当面の取り扱いについては、次のとおりに対応願います。

① 地震・津波による住家被害（全壊・大規模半壊）が確認できる場合

→ り災証明書

② 地震・津波により被災した地域に住居を有し、道路の寸断・社会的インフラの破壊等により当該地域に居住することが困難であるため、長期の避難が必要と市町村が判断した場合

→ 被災証明書

③ 原子力災害により避難指示が出ている区域（20km内）に住居を有し、当該地域に居住することができない場合

又は、屋内退避の区域（20km～30km）に住居があり、市町村の判断により他県への避難を希望する場合

→ 被災証明書

なお、対象市町村については別紙1のとおり

各種証明書の発行は各市町村の事務となります。

※1 被災証明書については特に様式の指定はありません。各市町村の任意の様式になります。

※2 ③については、運転免許証等の住所から被災者であることが確認できれば、受け入れ市町村において被災証明書が交付されているものとして対応いただくようお願いすることになります。

※3 ②、③により、被災証明書を発行した場合であっても、①によりり災証明書が発行できることとなった場合には、改めてり災証明書を発行することになります。

※4 公営住宅等への一時的な入居につきましては、別紙2のとおり国土交通省から柔軟な取扱いについての通知が出されております。

H23.3.25

福島県災害対策本部 総括班

2/65

別紙1

1 避難対象市町村(～20km)

南相馬市	【小高区の全部】 原町区小沢 原町区堤谷 原町区江井 原町区下江井 原町区小木延 原町区鶴谷 原町区高 原町区埴田
浪江町	井出 清戸 牛渡 大堀 小野田 小丸 加倉 苅宿 川添 川房 北義世橋 義世橋 権現堂 酒井 酒田 末森 高瀬 田尻 立野 棚塩 中浜 西台 星曾根 稲渡 藤橋 室原 両竹 谷津田
双葉町	【全部】
大熊町	【全部】
富岡町	【全部】
楳葉町	【全部】
広野町	上北迫 下北迫 広洋台 工業団地
葛尾村	落合 葛尾
川内村	田ノ入 五枚沢 上溝 毛戸
田村市	都路町古道

2 屋内待避対象市町村(20～30km)

南相馬市	【原町区のうち1を除くすべて】 鹿島区小島田 鹿島区塩崎 鹿島区大内 鹿島区島崎 鹿島区川子
飯館村	飯平
浪江町	赤平木 下津島 南津島 津島
広野町	折木 夕筋 上浅見川 下浅見川 上北迫 下北迫 中央台
葛尾村	葛尾 野川 上野川
川内村	【1を除くすべて(田ノ入は含む)】
田村市	都路町古道 都路町岩井沢 常葉町堀田 常葉町早瀬川 常葉町小松山 滝根町神俣 船引町横道
いわき市	久之浜町末続 久之浜町金ヶ沢 久之浜町西1丁目 久之浜町西2丁目 久之浜町西3丁目 久之浜町久之浜 久之浜町田之網 大久町大久 大久町小久 大久町小山田 川前町下桶売 川前町小白井 小川町上小川

3/65

